

	コメント	回答
A	1. 総体的には、再生骨材、再生骨材コンクリートの特殊性から考えますと、(1)できれば、JIS 規格化(「分野別認証指針」)(2)現状では、団体規格化が必要と思われる。(2)の場合には、本規準(案)を JIS 製品認証審査要綱に適用することについて JCI と登録認証機関との協議が必要になるのではないかと考えられます。	的確なご教示、ありがとうございました。登録認証機関と相談させていただきます。
	2. 細かい点になりますが、気づきがございます。 (1)例えば、「コンクリート用再生骨材 H」附属書表 4:【関】(関連工場)とありますが、新 JIS における関連工場の取り扱いとの整合はとれているでしょうか。	(1)【関】(関連工場)は、旧 JIS 法による「個別審査事項」で取り扱われていた項目が、新 JIS 法では撤廃されました。従って、【関】(関連工場)は、【外】(外注先)と変更します。
	(2)例えば、「コンクリート用再生骨材 L」12.1 定期的な認証維持審査:「認証維持工場審査及び認証維持製品検査とも最初 3 年までが 1 回 / 1 年とし、それ以降 1 回 / 3 年とする。」とありますが、どの範囲まで実施するのでしょうか。	(2) JIS Q 1001 (適合性評価-日本工業規格への適合性の認証-一般認証指針)では、定期的な認証維持審査は“3 年を超えない範囲で 1 回以上行うこと。”とし、具体的には製品認証機関の判断によるとしています。 再生骨材(製品)の品質のばらつき等を考慮し、「最初の 3 年までは 1 回 / 1 年」という審査頻度は必要であるとしましたが、経済的負担が大きく、なかなか申請につながらないと思われます。また、再生骨材 L の審査頻度が再生骨材 H より高くなっており、再生骨材間で統一を図る必要があります。 従って、本規準でも、JIS Q 1001 と同様に、定期的な認証維持審査は“一般認証指針による。”と修正し、その具体的な頻度・内容は製品認証機関の判断に委ねることとします。
(3)例えば、「コンクリート用再生骨材 H」6.3.1 サンプルリングの抜き取り 注(1)及び 6.3.2 初回製品試験の実施、6 行目~9 行目の文章はわかりにくい表現となっています。	(3) 6.3.1 は、次のように注(1),(2),(3)の文章を修正します。 注(1) アルカリシリカ反応性による区分が B(無害でない)である再生骨材のみが製造される場合は、試験を実施しない。 注(2) 原骨材の記録がなく、アルカリシリカ反応性による区分が A(無害)である再生骨材が製造される場合に試験を実施する。 注(5) 下記のいずれかの条件下において、アルカリシリカ反応性による区分が A(無害)である再生骨材が製造される場合に試験を実施する。 イ) 原骨材の記録がある。 ロ) 原骨材の記録がなく、原骨材のアルカリシリカ反応性試験が実施されない。 6.3.2 は、次のように文章を修正します。 なお、原骨材が記録によって特定され、アルカリシリカ反応性による区分が A(無害)である再生骨材が製造される場合は、申請者が準備する資料により確認を行うこととする。	
B	微粉分の処理方法を何とかすべきである。不法投棄が多いのが現状。 再生骨材の規格が出来てコンクリート塊の処理が増えても、この問題を解消できなければ何にもならない。	当事者としても、微粉の有効利用に関する調査研究は必要と考えております。
C	「JCI 規準(案):コンクリート用再生骨材/再生骨材コンクリートの日本工業規格への適合性の認証のありかた」について、1 箇所だけ気になる所がありましたので、記述させていただきました。 JIS-S-006 の P 10 の付属書 1 表 5 設備名及び管理方法の管理方法「異物選別機(11)は、原コンクリートに含まれる ~ 1 次破碎工程の前に設けること。」 JIS-s-005 の 4.設備の管理 付属書 1 表 4 設備名及び管理方法「b.コンクリート塊の異物の 1 次選別機 コンクリート塊からに含まれる土砂・アスファルト ~ 別途に処理しなければならない。」 この 2 項目は共通している内容と思いますが、不純物除去は 1 次選別機にだけ限定しないほうがよいと思います。当社は、土砂やアスファルト混入塊は別ストックを行い、1 次処理はコンクリート塊だけのストックヤードで重機が行います。この時点でほとんどの異物混入を防いでいます。従って、1 次選別機(グリズリー)アンダーは 1 次破碎物と合流するフローです。 「1 次選別のグリズリー通過したものは原料と混じらないよう分別し」は各プラントのフローの考え方によって多種にわたり可能性があり、あまり限定しないほうが良いのではないのでしょうか？	次のように修正します。 (s-005) b.コンクリート塊の異物の選別機 コンクリート塊に含まれる土砂・アスファルトコンクリート粒等の不純物の除去のために、適切な設備及び製造フローを設けていること。 (s-006) 異物選別機 ⁽¹⁾ は、原コンクリートに含まれる土砂・アスファルトコンクリート粒等の不純物除去のために、適切な設備及び製造フローを設けていること。

(注) A : 財団法人建材試験センター 様 B : 大阪リサイクル協同組合 様 C : 株式会社京星 様